

Press Release

報道関係者 各位

令和8年1月30日

【照会先】

健康・生活衛生局

難病対策課移植医療対策推進室

室長 島田 志帆 (内線 2360)

室長補佐 関口 晃司 (内線 8214)

室長補佐 田中 康介 (内線 2210)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2256

ドナー関連業務実施法人を許可しました

令和8年1月30日付けで、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第12条第1項に基づき、「一般社団法人中部日本臓器提供支援協会（CODA）」が臓器のあっせん業を行うことを許可しましたので、お知らせします。ドナー関連業務実施法人の許可は1例目となります。詳細は別添を参照ください。

【参考】ドナー関連業務実施法人について

令和6年12月の厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会におけるとりまとめを受け、眼球を除く6臓器の脳死移植に関する臓器あっせん機関として、これまで公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（JOT）一社が、全国の全てのあっせん業務を担ってきたが、JOTの業務負担の軽減及び物理的距離の課題の改善により、効率的なあっせんが可能となるよう、臓器あっせん業務のうち、家族の同意取得等のドナー関連業務を実施する臓器あっせん機関（ドナー関連業務実施法人）を各地域に設置することとした。ドナー関連業務実施法人に関する法的な考え方を整理し、当該法人の業務内容や許可基準などに関する事項等を定める通知を令和7年9月に発出している。

ドナー関連業務実施法人の新設について

別添

- 「一般社団法人中部日本臓器提供支援協会(CODA)」より、令和7年12月24日付で、ドナー関連業務実施法人としては初めてとなる臓器あっせん業の許可申請があった。
- 臓器移植分野や法律・会計等の専門家により構成される「臓器のあっせん業の許可に係る審査等に係る有識者会議」に諮り、概ね許可に係る基準を満たしていると判断されたとの意見であったことを踏まえ、令和8年1月30日付で臓器移植法第12条第1項に基づき、臓器あっせん業の許可を行った。(眼球以外の臓器あっせん業の許可は日本臓器移植ネットワークに続き2例目。)

法人名	一般社団法人中部日本臓器提供支援協会 (Chubu Organ Donation Agency)
所在地	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98
あっせんを担当する地域	愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県、富山県、石川県
あっせんを行う臓器	心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸
業務内容	臓器のあっせんのうち、ドナー候補者の家族への臓器提供に係る同意取得等のドナー関連業務
理事長	加藤庸子(藤田医科大学ばんたね病院 統括副院長)

現在

- JOTが全ての地域における臓器^{注)}あっせん業務※の全てを担当

※臓器あっせん業務の種類(1)を実施する法人:ドナー関連業務実施法人、(2)及び(3)を実施する法人:マッチング関連業務実施法人)

- (1)ドナー関連業務:家族への同意取得、臓器摘出チームの受入調整、地域内の搬送経路の設定、遺族等の心理的ケア等
- (2)マッチング関連業務①:レシピエントの募集、移植候補者の選定、組織適合検査の実施、移植実施の打診等
- (3)マッチング関連業務②:臓器摘出チームの派遣調整、広域的な搬送経路の策定等



今後

- CODAが東海北陸ブロックにおけるドナー関連業務を担当
- 東海北陸以外の地域のドナー関連業務はJOTが担当（研修等を行うことから、実際の業務開始は夏頃を予定）
- 全ての地域におけるマッチング関連業務は、当面の間、JOTが担当
- 引き続き、ドナー関連業務実施法人の各地域への設置に向けて、関係者への周知等を進めていく。

